

154-参-決算委員会-6号 平成14年09月25日

※小泉訪朝及び平壤宣言、エネルギー問題、税制、政策金融の見直し等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

次期総理候補の呼び声高き平沼大臣に対しまして、経済産業省所管の諸課題について御質問申し上げたいと存じます。願わくは、日本の国が今後進むべき進路についての大臣の持っておられる抱負経緯の一端に触れさせていただければと思っておる次第でございます。

さて、最初に、九月十三日付けで二〇〇一年の政治資金収支報告書と政党交付金使途報告書が総務省から発表されております。それによりますと、平沼大臣、三億二千九百三十五万円、前年より一〇%多い集金力を示されまして、政界での集金力、前年は三位であったものの、トップにランクされたということがございました。この点につきまして大臣の御感想、簡単なコメントを賜れば幸いです。

○国務大臣（平沼赳夫君） 辻先生にお答えをさせていただきます。

昨年の政治資金の収支報告書で御指摘のようなそういう順位になったことは事実でございます。私は代議士にならしていただいてちょうど二十三年に相なるわけでありましてけれども、その間の私の政治信条でありますとかあるいは政治活動について共鳴をいただいた、ある意味ではその所産かなと思っております。

ただ、政治資金をめぐる今不祥事が大変大きな問題になっておりまして、その使途でありますとか透明性、そういったことはしっかりと国民の皆様方に納得をしていただくようにしていかなければならないと思っております。私も公人としてこのことはしっかりと踏まえ、そして皆様方に信頼をしていただく政治活動をしていかなければならないと、このように思っているわけでありまして、今回、昨年トップになったということは、私も、それまでは大体トップというそういう位置じゃなかったものですからある意味じゃ予想外でございましたけれども、そういう考え方でこれから政治家として、国民の皆様方の信頼を裏切らないように一生懸命頑張らなければならぬと、このように思っています。

○辻泰弘君 九月十七日、総理が訪朝されたわけでございますが、この訪朝並びに平壤宣言についてお伺いしておきたいと思えます。

まず、総理のこの訪朝を全体としてどのように評価されているかということについて、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（平沼赳夫君） まず、お答えする前に、拉致という問題があり、北朝鮮の金正日委員長もそのことを認めて謝罪をしました。しかし、拉致された方々が命を失われたと、こういう報道があり、このことは私は憤りを感じておりますし、それから、御家族の方々のお気持ちを思うときに、本当に何とお慰めの言葉を掛けていいか分からない、そういう心情でございまして、まずこの拉致問題に関してしっかりとした対応をすることが今後の日朝国交正常化の私は前提にならなければならぬと思っております。

今回の日朝の初めての首脳同士の会談の結果、正常化に向けてこれから交渉する、こういうことになりましたのは、私はこの北東アジア地域あるいは世界全体の平和と安全にとってある意味では画期的なことだと思っております。そういう意味で、共同宣言のその精神に基づいて、そして着実にこの正常化を進めることが、私は、今申し上げたような北東アジアそして世界の安定にとって必要なことだと思っております。そういう意味では小泉総理のその決断というものを評価をしているところでございます。

○辻泰弘君 この平壤宣言を拝見いたしますと、宣言の第二項、経済協力に関する部分が他の項目に比して異様なほど詳しく具体的に書かれているという印象が率直にございます。外務省、財務省とともに経済協力を所管される立場にある経済産業省でございますし、九月二十日には外務省の経済協力局長に経済産業省の古田さんが就任されているわけですが、いずれにしましても、経済協力に責任の一端を担われる経済産業省としてこの平壤宣言における経済協力の部分をどのように見ておられるか、御見解を教えてくださいたいと思います。

○国務大臣（平沼赳夫君） 確かに、御指摘のように、今回の日朝平壤宣言では、「国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。」、こういう形で、相当強いポイントで書かれていることは事実です。

具体的にどのような形で進めていくかというのは、実は、御承知のように、先週金曜日の閣議で設置が口頭了解されました日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議、ここを通じて具体的な検討作業に入ると、こういうふうになっております。

私は、率直な感じと、こういう御指摘でございますけれども、やはりここが北朝鮮にとっては、今の経済状況等からいって、北朝鮮としてはこの経済、この問題が非常に大きな一つの要素だと、こういうことではないかと、このように思っています。

○辻泰弘君 外務省がある意味では秘密主義と申しますか、そういうふうと言われるようなことでやっていることでございますので、十分情報も行っていないところもあるのかもしれませんが、やはり経済協力に責任を担われるお立場にある経済産業省としても、外務省にいろいろ質問をし確認をしていくことをやっていただいて、その中で内閣あるいは外務省にも物申していただきたいと思います。その中でやはり国民的な合意形成も進むだろうし、理解も得られるんだろうと、そのように思いますので、是非そのようなお立場で発言していただければと思います。

次に、エネルギーの問題についてお伺いしたいと思います。

八月二十八日に経済財政諮問会議がございまして、このときに平沼大臣、「政策の選択と集中」というペーパーを出されて、御見解を示されたわけでございます。そこで、その中のことについて御質問申し上げます。

この中で、二十一世紀半ばまでを見通したエネルギー政策の基本軸をセキュリティーの確保、地域環境問題への対応、競争的市場環境の整備の三点に明確化すると。そして、そのような政策の実現のためにふさわしい歳出歳入構造の再構築を行うと、このような指摘があるわけでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、これは、現行、エネルギーの特別会計は電源開発促進対策特別会計と石炭会計があるわけでございますが、これを残すということなのか、あるいはこれらを、一本化も視野に入れた対応をなさっていくのか、このことについて簡潔に御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣（平沼赳夫君） エネルギー政策というのは、当然のことながら長期的視点に立って計画的に遂行することが不可欠だと思っています。そういうためにエネルギー特別会計制度というのは、受益者負担の観点から、その負担を、御承知のように、いわゆるエネルギーの使用者に求めているところであります。

今回の見直しに当たっては、地球環境対策、安定供給、これはセキュリティーの確保、効率性の向上という三つのEの観点から、例えば天然ガスシフトの加速化など、今後のエネルギー政策の重点の見直しをまず検討することとしています。

先週末、大阪で国際エネルギーフォーラム、これを主催国として主催させていただきましたけれども、日本がこういった政策を取っていくということは、その会議の中からもやっぱり国際責務ではないかと、このように私も感じさせていただきました。

こうした二十一世紀を見据えたエネルギー、そして地球環境対策をしっかりと実行していくに当たっては、歳入面そして歳出面、両方においてきちんとしたフレームワーク、これが私は不可欠だと思っております、特別会計制度は私は、冒頭申し上げたように、そういう性質を持っておりますから、当然必要だと思っております。また石特会計も、それからまた電特会計も、歳出の趣旨そして税構造が相当異なっております、両会計はそれぞれ私は必要だと思っております。

地球環境問題への対応という点では私は、同じ思想に立脚する部分もあるわけですのでございまして、そうした今申し上げたような観点の中でこれをしっかりと担保しつつ、そして新しいそういう時代に対応する、そういう在り方、したがって私どもは、ちょっと踏み込んで、環境省との共管でも構わない、こういう形で出させていただいていただいております。

○辻泰弘君 同経済財政諮問会議の資料の中に幾つか具体的な施策というのが出ておるわけがございます。それらを拝見しますときに、この「歳出・歳入構造の再構築」ということの意味合いは、結局、石特会計の所管というものは、今はエネルギーの、石油の確保、安定確保ということと、代替エネルギー、省エネルギーと、こういう三つに大別されると思うんですけども、それに新たに排出権取引の部分、京都議定書の中の部分ですけども、このことを加えるということの意味するののかというふうに考えるわけですけども、そういう理解でよいのかということと、時間がございません、もう一つ御一緒に聞かせていただきますけれども、九月九日の経済財政諮問会議において、特定財源の見直しのことを「中心的に掘り下げて議論を行う事項」というふうに位置付けられたわけでございます。その中の特定財源の中にはエネルギー特会も対象とすると、このようなことになっているわけでございます。

そこでお聞きしたいんですけども、石油税の使途とか課税対象の見直し、あるいは電源開発促進税の見直しというものもこの特定財源の見直しに入るのかどうか、この二点、お伺いしたいと思います。

○副大臣（大島慶久君） 前半の辻先生の問いに対しましてお答えを申し上げたいと思います。

経済財政諮問会議におきまして平沼大臣は、エネルギー政策については今後二十一世紀半ばまでの見通しといたしまして、今、大臣自らいろいろお話しになっておられますけれども、地球温暖化対策あるいは安定供給、そして競争的市場環境整備などの様々な要素すべてを踏まえて適切な政策を構築するよう、これは事務方に対して指示を出しておられます。そして、特に地球温暖化対策につきましては、大臣の答弁と重複いたしますけれども、環境と経済の両立を図らなければいけない、それについては環境省と共管で行っていくよう、これも指示をされたところがございます。

しかし、現在、まだ検討の途上でございますので具体的なことを申し上げる段階ではございません。今後できるだけ早く検討を急いでまいりたい、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○国務大臣（平沼赳夫君） 後半の部分についてちょっとお答えをさせていただきます。

やはりこのエネルギー特別会計というのは、先ほど言ったように、受益者負担ということと、それから、見直しに当たっては今後のエネルギー政策の重点の見直し、こういう背景がございます。こうしたエネルギー、地球環境対策を世界の一大消費国である日本がしっかりと実施していくことは、やっぱり私は国際的な責務だと思っております。

しっかりと財源の裏打ちがなければ、中長期的な視点に立った対策は当然のことながら実行できないわけでありまして。そのため、課税の公平の観点から、私どもは石炭にも負担を願いつつ、特定財源制度は石炭に対するそういう課税というものも視野に入れて、そしてこの特定財源制度は今後ますますそういう観点から必要になってくる。ですから、そういう私は見直しを含めてやっていかなければならない、こういう形で提言をさせていただいております。

○辻泰弘君 石炭への課税のお話をいただいたのでちょっとお聞きしておきたいと思うんですけども、課税の公平性という議論、またエネルギー対策の財源確保は大事なことだと思うんですけども、現状は、現実的に石炭を使っているのは電力産業であり、鉄鋼産業になるわけですけども、そういう分野が非常に景気の問題、また競争激化しているという渦中にあるわけですが、そういうところに求めていくことをどうバランスさせていくかについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（平沼赳夫君） 確かに、今、石炭を消費を多量にするというのは御指摘の電力業界であり、鉄鋼業界であり、セメント業界です。したがって、そういったところの方々には総合的な形で、私どもとしては、なるべく負担増にならない、そういう一つの配慮の中で石炭にも課税していく。これはこれから細かく詰めていかなきゃいかぬと思いますけれども、業界の方々とも十分話し合いをしながら、そのいわゆるエネルギー関係の税の在り方という中で、私は過度なそういう負担を強いらぬ、そういう形の体系を作っていくことが必要だと、このように思っております。

○辻泰弘君 そのことは、石炭に課税を求めると同時に石油税は少し下げると、こういうことも含むということになりましょうか。

○副大臣（大島慶久君） お答えいたします。

その歳入構造につきましても、平沼大臣より既に見直しをするよう指示が出ております。しかし、事務方において精力的に今検討を図っておりますけれども、検討の状況が、いわゆる税率等の詳細について現段階ではまだ申し上げる時期ではございませんので、せっかくの先生の御質問でございますけれども、できるだけ早く今後の検討を急ぐということで御理解を賜りたいと思います。

○辻泰弘君 同じく、八月二十八日の大臣が出された経済財政諮問会議の資料の中に、従来路線のこともあるんですけども、「エネルギー市場における競争環境の整備」という項目がございます。今、電力産業の施策については、競争また効率という論理での政策がなされているわけでございますけれども、やはり大臣が先ほどもおっしゃったように、エネルギーの資源がない日本でございますので、単純に効率、競争の論理で貫徹する中に安定的、長期的、普遍的な供給の確保というものが有り得るのかどうかということについてはやはり懸念を持つわけでございます。アメリカのカリフォルニアのこともございました。

そういう意味で、こういうことを、エネルギーのみならずではあるんですけども、こういう問題については単純な効率、競争の論理の貫徹では済まないと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣（平沼赳夫君） 電気やガスの規制緩和によりまして効率化を進めると安定供給に支障が出る、そういうことも想定をされます。しかし、私は、電気やガスは経済活動や国民生活の基盤となる財でございます。競争の促進等を通じた効率性の追求を図りつつ、電気やガスの安定供給の確保といった課題を確実に達し得るシステムを構築することが必要だと思っております。

御承知のように、電力、ガス等、一部自由化をして六％、七％、そういった形で実際に国民の皆様方の負担を軽減するということにつながっています。しかし、私は、御指摘のように、あのカリフォルニアのやはり電力クライシス、ああいったことを考えると、長期的に見てやはり安定的に、継続的に、そして安全を確保して供給するという、そういう視点も私は当然必要だと思っております。

そういう形で、私どもは電気の安定供給の効率化を達成するために必要な電気事業制度の在り方については、現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において御審議をいただき、ガス事業制度の在り方についても、今月の二十七日から同じ総合資源エネルギー調査会の都市熱エ

エネルギー部会を開催して同様に多面的な角度から御検討をいただきたい。

確かに、おっしゃるような視点というの私も必要なことだと、こういうふうに思っています。

○辻泰弘君 先ほど大臣からおわび、また信頼回復に努めたいという御指摘があった東京電力の原子力発電所の問題、一つ二つ、二点お聞きしておきたいんですけども、東京電力の原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正が発覚して国民の不信を招いているというのが現状でございますけれども、これにつきまして、私いろいろお聞きしまして、二点申し上げたいと思うんですけども、一つは、この自主点検記録の位置付けというものが極めて不明確ではないかと、このように思うわけでございます。

この自主点検というものを法定にすべきではないか。すなわち、法定の自主点検記録と位置付けるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官（松あきら君） 私から辻先生にお答えをさせていただきたいと思います。

正に、国民の皆様が一番信頼をいただかなければいけないこの原子力でこういう問題が起きてしまったということは大変残念でショックであり、今現在、省内挙げてこの対策に取り組んでいるところでございます。

正に、この自主的な保安活動に関連して発生したものでございますけれども、この自主点検というのは、いつ、どこ、何回点検するかというのは正に法律上の縛りが無い、自由なんです。一年に一回点検しようが、三年に一回点検しようが自由だ。これは私もおかしいんじゃないか。やはり、国民の信頼を確保する点から見ましても、先生のおっしゃるように、私は自主点検を法律上に位置付けることは極めて重要であると考えております。

○辻泰弘君 もう一点お伺いしておきたいんですけども、昨日も総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会の下にある原子力安全規制法制検討小委員会が開かれておるようでございますが、この中で、いわゆる維持基準の見直しというものの、運転中の設備の維持に関する基準の見直しの検討が進められていると。伝えられるところでは、それに基づいて臨時国会に法案が提出されるのではないかなというふうなことも聞くわけでございますけれども、ただ、これにつきましていろいろな報道がありまして、結果として国民から安全性の確保の体制を後退させるものではないかなというふうな誤解を招くような報道もあるわけでございまして、この点については十分な説明を行って、理解と合意が得られるように図るべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官（松あきら君） 先生のおっしゃるとおりであるというふうに私は思っております。維持基準の導入も含めた再発防止策につきましては、現在、法律あるいはマスコミの専門的な方に、専門家による原子力安全規制法制検討小委員会、これは九月十三日が一回目でございますけれども、十月一日までに中間報告をまとめていただくということで、現在精力的に検討をいただいているところでございます。やはり後退させるというような懸念を決して国民の皆様には与えてはいけないと思っております。

当省といたしましては、その結果を踏まえまして、原子力安全規制に対する国民の信頼を得ることを第一に、科学的かつ総合的に合理的な根拠に基づき、信頼される明確なルールの下で適切な再発防止策を講じてまいりたいと決意をいたしているところでございます。

○辻泰弘君 残余の時間が限られておりますけれども、我が国産業、中小企業の現状から見た政策の在り方についてということで若干お聞きしておきたいと思っております。

時間がございませんので、まとめてお伺いする部分は失礼させていただきたいと思っております。

税制についてなんですけれども、いわゆる法人事業税の外形標準課税のことについて、過般、決算委員会で大臣にも御見解をお伺いしたときもございましたけれども、この問題についてでございます。政府税調は早急に導入すべきと言っている。また、経済産業省の八月の政策では、こ

れについては経済に重大な影響がある、世界の流れにも逆行するということを言っておられる。そこで、外形標準課税の現時点の導入には反対なのかどうかということが一点。

それから、消費税の免税点、簡易課税についても政府税調は大幅に縮小、廃止を含めた抜本の見直しと、このようなことを指摘しているわけでございます。これについて経産省は影響を調べる必要があると、こういうことをおっしゃっている。この免税点、簡易課税の見直しについて、今の中小企業等を所管されるお立場からどう考えておられるのか。

もう一つは、同族会社に対する留保金課税の見直しというものも政府税調で見直しが言われているわけですが、経済産業省も八月の資料では撤廃を主張されているようでございます。

この三点について、産業、中小企業を最も近くに見られるべき官庁としての経済産業省としてどういうふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（平沼赳夫君） 最初の二つについては私から、そして三問目については松政務官からお答えをさせていただきたいと思えます。

外形標準課税の議論に際しましては、経済状況や企業活動の実態、特に厳しい経営状況にあります中小企業の担税力の問題というものを十分に考慮し、今後、各方面の意見を聞きながら検討を私は進めていくことが必要だと思っています。

特に、日本には五百万社の企業があると言われておりますが、そのうちの九九・七%が中小企業でございまして、言ってみれば日本のいわゆる経済の活力の基盤を担っていただいております。したがって、私どもはそういった検討をよく深めて慎重にこの問題は考えなきゃいかぬと思っておりますし、世界の流れの中では、主要先進国では賃金を課税標準とする外形標準課税は廃止されているか又は廃止の決定がなされていくと、こういうような流れもあるということも付け加えさせていただきたいと思えます。

次に、免税点制度と簡易課税制度についてでございますけれども、消費税の中小企業者の特例は、消費税導入をした際に、小規模事業者への課税の影響や、そして納税の事務負担を軽減するために設けられたものでございます。かかる特例制度は、本年の六月の閣議決定をいたしました経済財政運営と構造改革の基本方針二〇〇二において見直しを検討することとされているところであります。

本制度については、現下の厳しい経済状況の中、見直しによりどのような影響が生じるのか、また小規模商店などの転嫁状況や納税事務負担を含めた実態についてよく精査をしなければならぬと思っております。現在、中小企業庁において実態の把握に努めているところでございまして、調査の結果については関係各方面に必要な応じて説明をしていかなければならない、こんなふうになっているところでございまして、私どもとしては、今アンケート調査、そういったことを実施して、調査結果については十月中旬を目途にまとめることにしておりますので、私どもとしてはこれもよく実態を把握した上でと、こういう基本認識を持っているところでございます。

○大臣政務官（松あきら君） 先生のおっしゃるとおり、大変厳しい中小企業の状況の中で、この留保金課税というのは昭和三十六年にこれができまして、当時は所得税と法人税の税率の差が四〇%もあったんですね。現在七%で、これが縮まっている。にもかかわらずこれをいわゆる内部留保に課税すると。二重課税じゃないかと私は思っている次第でございます。

特に、資金調達今厳しい中でそのキャッシュフローに余裕のない中小企業の皆様、そして経営革新の源泉である設備投資あるいは研究開発を行うためにはこの内部留保が非常に充実が必要であるわけでございます。

このため、平成十五年度税制改正におきまして、このような内部留保の充実を阻害する留保金課税制度の廃止を我が省といたしましては強く要望しているところでございます。

○辻泰弘君 税制の問題はそれは税調での議論だというふうなことで、真っ向から切り込むということはなかなかほかの役所でも難しいところがあるようなことをいつも思うんですけれども、

やはりこの税制改正についても、産業、中小企業をお預かりになるお立場から、是非税調なりあるいは経済財政諮問会議なりで、経済産業省としてただいまおっしゃっていただいたことを含めて是非大いに発信し発言していただきたいと思っております。

それで、最後の質問になると思うんですけども、総理が不良債権処理を加速するというところをおっしゃっている。昨日もコペンハーゲンで、そのことで対策もあるし態勢もあるということをおっしゃっているわけでございますけれども、そういう中で中小企業が受ける打撃が増大していく可能性があると思うわけでございます。その意味で、この不良債権処理の加速ということの方針として掲げる内閣の中で、中小企業に対する融資、保証両面での金融の拡充というものをどのように図っていくのかということが一点。

もう一つは政策金融の見直しについてでございます。これについては閣議決定あるいは塩川大臣の答弁等々、金融の見直し、政策金融の見直しが言われているわけですが、九月二十日も経済財政諮問会議で平沼大臣が見解を出されておるんですけども、これも拝見しておりますけれども、具体的にどういう分野をどうしていくのかというのがまだ率直なところ見えないような感じでございまして、そういう意味でトータルとして政策金融の縮減というのを図っていくんだと、こういうふうな方向だと思うんですが、この現状の中で中小企業分野でどのように縮減の対象があり得るのか、今後どういうふうにしていかれるのか、その点について、この二点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（平沼赳夫君） 政府といたしましては、株価低迷と金融システム不安の悪循環を断ち切らなければならない、不良債権処理にそのために鋭意取り組んでいるところでございます。一方、中小企業をめぐる金融経済情勢が大変厳しさを増す中で、不良債権処理がやる気と能力のある中小企業にまで悪影響を及ぼすことがないように、私どもはセーフティーネット対策に万全を期しているところでございます。

具体的には、一つは取引先企業の倒産や金融機関の破綻に伴う連鎖的な破綻のおそれに直面する中小企業を対象としたセーフティーネット保証・貸付制度について、中小企業の現状に応じてこれらの制度の利用条件を累次改善をしてきておりまして、これまで合わせて約三兆円、一万件の支援を行ってきております。

また、中小企業の資金調達の円滑化、多様化に資するため、これなかなか最初実績が上がらなかったんですけども、最近大分皆さん方が利用していただけるようになりましたけれども、売り掛け債権担保融資保証制度を通じまして二度の手續の緩和や更なる広報活動を通じまして、ようやく御利用も一千百億円台になりました。そしてまた、二千四百件の利用実績が出てきましたので、こういったこともどんどん更に拡大をしていかなきゃいかぬと思っております。

さらに、民事再生法等によりまして、再建中の中小企業者に対しては政府系中小企業金融機関によるDIPファイナンスを通じてその再建の後押しをしているところでございます。

したがって、今後とも、セーフティーネットの貸付そして保証の更なる拡充、それから売り掛け債権担保融資保証制度の普及促進、そしてDIPファイナンスの充実などのこういった諸施策を通じまして、不良債権処理が進む中でやる気と能力のあるそういう中小企業が破綻に追い込まれることのないように、私どもは全力を尽くさなければならない、このように思っております。

また、政策金融の在り方について当省において現在見直しに努めておりまして、経済財政諮問会議においても私が参画をして議論をさせていただいております。

政策金融については以下の考え方で私どもは議論を進めなきゃならない。

まず第一には、民間金融機関における資金供給が十全でない現下の状況においては、今申し上げましたセーフティーネット貸付・保証制度や売掛金に着目した保証制度などを通じて民間金融の機能を補完していくことが重要だと思っております。ですから、この辺を一層充実しなきゃいかぬと思っております。

それから、民間金融機関の機能が正常化する過程では、民間金融機関をリードし支援する役割を果たすために、債権流動化等に新しい金融手法の開発普及を政策金融で支援すること、こういったことが必要だと思っています。

さらに、民間金融機関が正常化した後においては、政策金融が担うべき役割として、環境や安全に対することを促す政策金融や、災害や連鎖倒産等に対するセーフティーネット金融、それから創業、ベンチャー、経営革新等の支援をしていかなきゃいけない。それから、事業再生支援も必要です。それから、地域金融機関への情報提供ですとか指導等をきめ細かく行う、こういうことを一連、具体的にそれぞれの状況に応じてしっかりとやっていかなきゃいけない、このように思っております。

○辻泰弘君 以上で終わります。